最終更新日：2015年6月25日
株式会社　京葉銀行
取締役頭取　小島　信夫
問合せ先：経営企画部　043－306－2121（大代表）
証券コード：8544
http://www.keiyobank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ステークホルダー（お客さま、株主の皆さま、地域社会、当行従業員等、当行に関わる全ての利害関係者）の皆さまの利益・権利を保護し、社会性を維持していくことは、地域金融機関である当行に求められる経営上の使命であると認識しております。そのためには、企業活動を律する枠組み、即ちコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であります。
当行は、平成27年4月にスタートした第17次中期経営計画「α ACTION PLAN 2018 ～ 持続的成長へ向けた「変革と実行」～」において、「お客さまに信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を目指す銀行像とし、「経営管理態勢の高度化」を経営課題の1つに掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,474,000	9.78
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	12,419,128	4.26
株式会社千葉銀行	12,213,246	4.19
三井住友海上火災保険株式会社	10,018,000	3.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,281,165	3.19
京葉銀行職員持株会	7,442,482	2.55
住友生命保険相互会社	7,122,000	2.44
明治安田生命保険相互会社	5,939,074	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,211,000	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,224,000	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤　康	その他								○		△	
秋山　勝貞	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　康	○	社外取締役齋藤康氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。 同氏は、国立大学法人千葉大学の学長を経て現在は千葉市病院事業管理者に就任しております。千葉市と当行との間に融資取引がありますが、取引の規模・性質に照らして通常の営業範囲内の取引であります。また平成26年度においては千葉大学へ研究支援目的で寄付を行いましたが、通常の社会活動の範囲内であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。	学校経営の経験と大学教授として長年培ってきた豊富な知識を活かし、客観的な視点からの意見を当行の経営に反映していただくため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
		社外取締役秋山勝貞氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。 同氏は、日本銀行の出身であり、一般社	日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊

秋山　勝貞	○	団法人第二地方銀行協会の常務理事でありましたが、現在は退任しております。 日本銀行と当行との間に預け金及び借入等があるほか、一般社団法人第二地方銀行協会と当行との間に会費等の支払いがありますが、取引の性質に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	富な知識、経験を当行の経営に反映していただくため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と、監査の実施状況等について、随時意見や情報の交換を行っているほか、内部監査部門により定期的に行われる監査役説明会等を通じて監査実施状況等の報告を受けております。また、内部監査部門は、会計監査人と定期的に情報交換会を行っております。監査役、会計監査人、内部監査部門とは相互に緊密な連携を保ち、実効性のある監査役監査、内部監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大塚　弘	他の会社の出身者										△			
二野宮　淳吉	その他										△			
小野　功	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		社外監査役大塚弘氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。	

大塚　弘	○	同氏は、京成電鉄株式会社の出身で、現在同社の相談役及び東急建設株式会社の社外取締役、株式会社オリエンタルランドの社外監査役であります。京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドと当行との間に預金及び融資取引があり、東急建設株式会社と当行との間に預金取引がありますが、取引の規模・性質に照らして通常の営業範囲内の取引であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。	企業経営及び監査役としての豊富な知識と経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
二野宮　淳吉	○	社外監査役二野宮淳吉氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。 同氏は、千葉県庁の出身であり、千葉県土地開発公社を経て、千葉県市長会及び千葉県町村会の事務局長でありましたが、現在は退任しております。千葉県及び千葉県土地開発公社と当行との間に預金及び融資取引がありますが、取引の規模・性質に照らして通常の営業範囲内の取引であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。	地方自治における豊富な知識と経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
小野　功	○	社外監査役小野功氏は当行株式10,000株を保有しています（平成27年3月31日現在）。また、同氏は当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。 同氏は、株式会社日立製作所の出身で、現在株式会社日立ソリューションズの名誉相談役、株式会社NSDの社外監査役であります。株式会社日立ソリューションズと当行との間に預金取引があり、同社は当行からシステム関連の売上があるほか、株式会社日立製作所との間に預金及び融資取引があり、同社は当行からシステム関連の売上がありますが、取引の規模・性質に照らして通常の営業範囲内の取引であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。	企業経営及び金融関係におけるITの専門知識と経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の業績向上及び企業価値向上への意欲を高め、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株主重視の経営意識を高めるために株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株主重視の経営意識を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し株式1株当たりの行使価格を1円とするストックオプションを割り当てることとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告にて、取締役・監査役別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬、役員賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成されております。なお、社外取締役に対する報酬は、独立性を確保するため固定報酬のみとしております。

1. 固定報酬、役員賞与
固定報酬及び役員賞与は、株主総会で決議された範囲において、役職位ごとの職責や役割に応じて支給することとしております。

2. 株式報酬型ストックオプション
中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めるため、株主総会で決議された範囲において株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしております。

監査役の報酬は、独立性を確保するため全額固定報酬とし、監査役の協議により決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時行う体制としております。
社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を配置しております。また、監査役会において常勤監査役の活動結果や重要な事業活動の状況について報告を行うほか、取締役会議案についても、事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。取締役会は、独立性の高い社外取締役2名を含む15名で構成され、定時の他、必要に応じて開催し重要事項の決定ならびに業務の執行状況について報告を行っております。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、代表取締役が必要と認める事項を協議する常務会を原則毎月開催しております。監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されます。常勤監査役は、常務会の他、各種委員会等に出席し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価に基づいた的確な助言を行っております。また、社外監査役は、経営陣から独立した中立的な立場で取締役会に出席することにより、経営監視の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は、監査役制度を採用しております。監査役5名のうち過半数となる3名が社外監査役であり、監査の透明性及び実効性が確保され、経営監視機能が十分に発揮されているものと判断しております。また、常勤監査役は、当行における業務経験が豊富で経営に対する理解が深く、経営課題に関する適切な助言を行うことで、経営監視の実効性を高めております。なお、取締役会の一層の機能強化を目的として、平成27年6月から取締役15名のうち社外取締役2名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日（6月25日）の22日前（6月3日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第109期定時株主総会：2015年6月25日開催
電磁的方法による議決権の行使	第109期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第109期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
その他	事業報告の主要事項については、大型スクリーンを使用し、表やグラフなどをビジュアル化し、株主の皆さまに分かり易い説明を行っております。また、ホームページには株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会及び支店IRセミナーを開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家とのミーティングを行ない、決算状況や経営方針等について説明を行っております。また、記者懇話会を開催し、当行の取り組みや経営状況等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、決算期毎のディスクロージャー誌や中間決算期における中間ディスクロージャー誌、四半期情報開示、決算短信のほか、タイムリーな情報を提供するニュースリリース等、各種経営情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成27年4月にスタートした第17次中期経営計画「α ACTION PLAN 2018 ～持続的成長へ向けた「変革と実行」～」において、「お客さまに信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を目指す銀行像に掲げ、経営課題に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全・CSR活動への取り組みの一環として、「エコプロジェクト」を実施しております。お客さまが税金等各種料金払込「Pay－easy(ペイジー)」で料金を納付した場合、当行が千葉県の環境保全を目的とする基金等に対して寄付を実施いたします。 店舗新築の際には、環境に配慮して太陽光発電システム、LED照明等を積極的に導入しております。 千葉駅前地区の環境美化活動と、周辺の事業所から出る古紙のリサイクル活動を行うため、平成4年2月に千葉駅前オフィス町内会を立ち上げ、当行はその代表幹事及び事務局を務めております。 ホームヘルパー助成基金の運営、献血の実施、当行役職員の募金による寄付、結婚無料相談所（RLC会）の運営、若手演奏家の育成と芸術文化の振興を目的とした「若い芽のαコンサート」への協賛等を行っております。 その他、芸術や文化を発信する場として、千葉みなと本部や富士見本店でのショーウインドーギャラリー、本店営業部でのロビー展等を通して様々な分野の作品を紹介しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行の決算や事業活動を紹介したショートムービー「動画で“見る・知る”京葉銀行」を作成し、店頭ディスプレイおよびホームページで公開しております。 ホームページやディスクロージャー誌等を活用して、適時・適切な情報開示に努めてまいります。
その他	当行では多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる環境整備を目指しております。従来より「全員総合職採用」を行っているほか、「育児休業制度・復職前研修制度・育児短時間勤務制度」など、仕事と育児の両立を支援する制度の充実に取り組んでおります。2015年4月よりスタートした第17次中期経営計画「α ACTION PLAN 2018 ～持続的成長に向けた「変革と実行」～」では、女性行員から成る「女性活躍推進チーム」を新設したほか、女性の登用に関する数値目標を設定・公表するなど、「キャリア開発支援」や「就業継続支援」に向けた取り組みをさらに推し進めてまいります。 【女性登用の目標】 指導的地位に占める割合（係長以上の役付行員） 平成26年度/12.6%→平成32年度/25%

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、適正かつ効率的な対応が図れるよう、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を取締役会において決議し、以下の8項目の体制を整備しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
b. 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
c. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
d. 役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
e. 市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a. 取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
b. 取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

（3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制
a. 「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
b. 各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
c. 内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
d. 大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
e. 取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役会は経営計画のほか、事業年度半期毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確に定め、業務運営及び業績管理を行う。
b. 迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、代表取締役及び常務取締役等で構成する「常務会」を設置する。
c. 各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

（5）当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 当行及びその子会社からなる企業集団（以下「京葉銀行グループ」という）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
b. グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
c. グループ各社に必要な指導・助言を行う体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を確保する。
d. グループ各社のコンプライアンス体制構築等につき指導・監督し、京葉銀行グループ全体として、適正な体制が確保されるよう努める。
e. 「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
a. 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を配置する。
b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
a. 取締役及び使用人は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
b. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
b. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

2．リスク管理体制

「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。具体的には、融資・市場・事務・システム等部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループが、リスク管理統括部署として各リスクを統合的に管理し、リスクの把握及びコントロールを行っております。
リスクを管理・協議するための組織としては、リスク管理委員会とALM委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当行のリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行い、各種リスクに対する認識の統一とリスク管理を重視する企業風土の醸成を図るとともに、リスク管理態勢全般の整備・構築を行うことを目的としております。一方ALM委員会は、資産・負債の総合管理について検討し、リスクを極小化して収益を極大化すべく、経営意思決定のための報告・提言を行うことを目的としております。

3．コンプライアンス体制

役職員の法令等遵守態勢確立のため、「私達の行動規範」および「法令遵守ガイダンス」等を制定し、全役職員がこれらの遵守を宣誓しております。
コンプライアンスに関する重要事項を協議するための組織としては、「コンプライアンス委員会」および「コンプライアンス連絡会」を設置しております。また、リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各グループおよび全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マインドの醸成を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する」旨を定めております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
統括部署を設置し、反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図る体制を整備し、コンプライアンス・ファイルの「反社会的勢力に関する対応マニュアル」に記載し、本部研修や職場内勉強会を実施する等全役職員に周知徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当行では、日々の株式売買状況について異常な取引がないか監視するとともに、証券会社等との連絡体制を整えております。なお、銀行株式の取得には、金融商品取引法等に加え、銀行法による規制も受けるため、銀行の議決権を一定割合以上取得しようとする場合には、銀行業務の適切かつ健全な運営を損なわない等、監督官庁の定めた基準を充たす必要があります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制

(1)当行では、経営企画部が適時開示に関する業務を所管しており、各部署および子会社が保有する財務情報やその他の適時開示に関する経営情報を管理し、開示内容や方法等について検討した上で、適時開示規則等に従い公正かつ適時適切な開示を行う体制となっております。
(2)決定事実に関する情報および決算に関する情報については、取締役会での決定後、速やかに情報開示を行っております。
(3)発生事実に関する情報については、情報取得後、所管部署と経営企画部において開示の要否の検討および取締役会等における経営層への報告を実施し、速やかに情報開示を行っております。

【コーポレート・ガバナンス図】

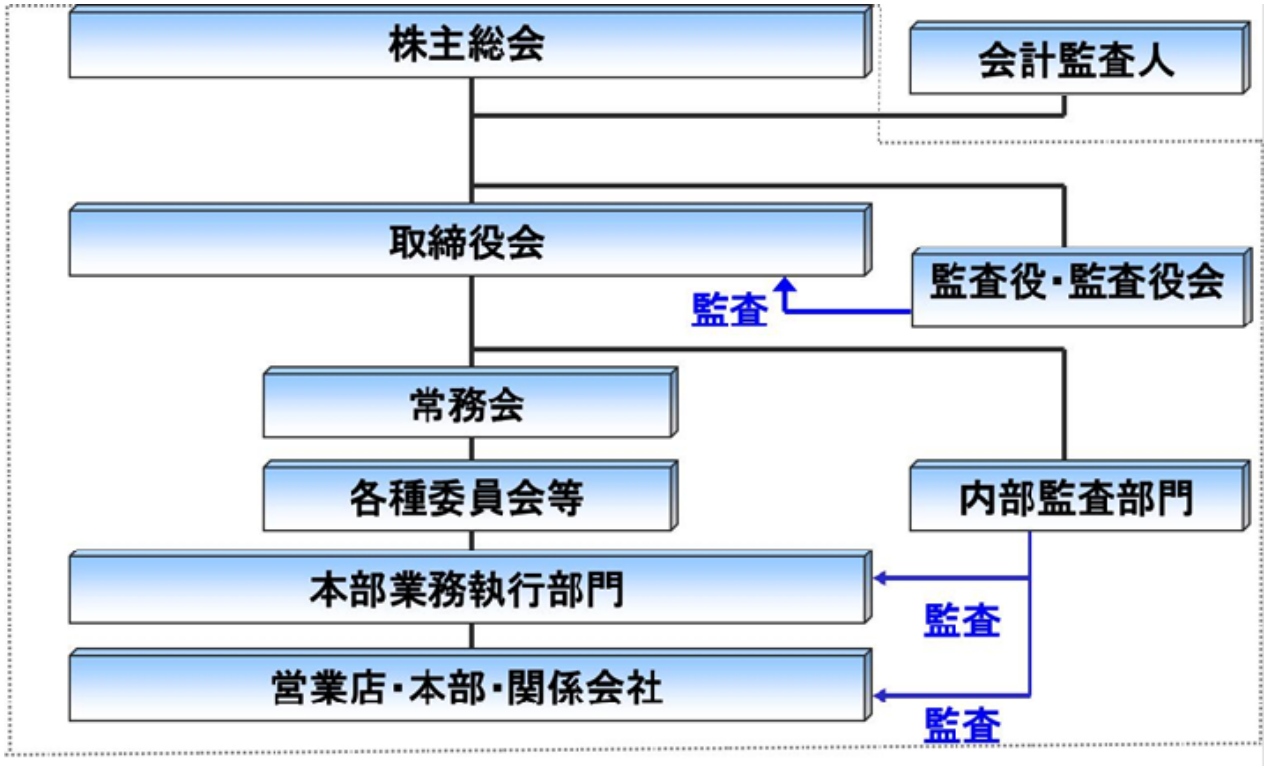

【適時開示に係る社内体制図】

